

令和2年第11回（通算754回）中山町農業委員会会議録
令和2年12月25日午前9時、中山町役場大会議室において令和2年第11回（通算754回）中山町農業委員会総会を招集する。

○出席した委員

- | | | |
|----------|----------|-----------|
| 1) 東海林 一 | 2) 庄司 正 | 3) 横山 昭義 |
| 4) 今野 宏 | 5) 秋葉 利美 | 6) 高橋 富貴子 |
| 7) 折笠 満 | 9) 石沢 伸悦 | |

●会議の事件は次のとおり

- 議第24号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第25号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第26号 令和2年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第27号 令和2年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第28号 令和2年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第29号 令和2年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第30号 令和2年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第31号 令和2年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第32号 令和2年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第33号 令和2年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について

議 長 本日は8名が出席しており、定足数に達しておりますので、これより令和2年第11回（通算754回）中山町農業委員会総会を開会いたします。ただちに、本日の会議を開きます。

議 長 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、本会会議規則第13条第2項の規定により、議長において5番秋葉 利美委員、6番高橋 富貴子委員を指名いたします。

議 長 議第24号農地法3条の規定による許可申請について、審議に入ります。本件について、横山昭義農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

3番委員 12月17日、中山町役場大会議室において農地常任委員会を開催し、事前審議を行いました。申請内容は、農地の所有権移転の許可申請でございます。農地常任委員会では慎重審議した結果、妥当と認めることといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明していただきますので、本総会において、なお一層の審議をよろしくお願ひします。

鈴木主査 ●●●●及び●●●●に係る所有権移転の許可申請について説明した。

議 長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございせんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。

議 長 議第24号農地法3条の規定による許可申請について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願ひます。

—— 全委員挙手 ——

議 長 異議ないものと認め、議第24号農地法3条の規定による許可について、原案のとおり可決いたします。

議 長 議第25号農地法3条の規定による許可申請について、審議に入ります。本件について、横山昭義農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

3番委員 本案件は、農地の賃借権設定の許可申請でございます。農地常任委員会では慎重審議した結果、妥当と認めることといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明していただきますので、本総会において、なお一層の審議をよろしくお願ひします。

鈴木主査 ●●●●及び●●●●他2件に係る賃借権設定の許可申請について説明した。

議 長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かござい

せんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。

議 長 議第25号農地法3条の規定による許可申請について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議 長 異議ないものと認め、議第25号農地法3条の規定による許可について、原案のとおり可決いたします。

議 長 議第26号令和2年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、審議に入ります。本件について、横山昭義農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

3番委員 本案件は、利用集積計画の所有権移転にかかる、中山町長からの諮問でございます。農地常任委員会では、慎重審議した結果、妥当と認めることといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明させますので、本総会において、なお一層の審議をよろしくお願ひします。

鈴木主査 ●●●●及び●●●●他1件に係る所有権移転の計画について説明した。

議 長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。

議 長 議第26号令和2年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議 長 異議ないものと認め、議第26号令和2年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたします。

議 長 議第27号令和2年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、審議に入ります。本件について、横山昭義農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

3番委員 本案件は、利用集積計画の新規賃借権設定にかかる、中山町長からの諮問でございます。農地常任委員会では、慎重審議した結果、

妥当と認めることといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明させますので、本総会において、なお一層の審議をよろしくお願いします。

鈴木主査 ●●●●及び●●●●他24件に係る賃借権設定の許可申請について説明した。

議長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議長 これで質疑を終結いたします。

議長 議第27号令和2年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議長 異議ないものと認め、議第27号令和2年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたします。

議長 議第28号に入る前に一言申し上げます。議第28号につきましては、6番高橋富貴子委員は農業委員会等に関する法律の議事参与の制限に該当し、この議事に参与することができませんので、一時退席を求めます。休憩します。

————— 高橋富貴子委員退席 —————

議長 再開します。議第28号令和2年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、審議に入ります。本件について、横山昭義農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

3番委員 本案件は、利用集積計画の新規賃借権設定にかかるものですが、関与する農業委員が議事に参与できない案件でございます。農地常任委員会では慎重審議した結果、許可することといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明させますので、今総会において、なお一層の審議をよろしくお願いします。

鈴木主査 ●●●●及び●●●●に係る賃借権設定の計画について説明した。

議長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございま

せんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。

議 長 議第28号令和2年農用地利用集積計画に係る中山町長からの
諮問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を
願います。

———— 全委員挙手 ————

議 長 異議ないものと認め、議第28号令和2年農用地利用集積計画
に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたしま
す。休憩します。

———— 高橋富貴子委員着席 ————

議 長 議第29号に入る前に一言申し上げます。議第29号につしま
しては、2番庄司正委員は農業委員会等に関する法律の議事参与
の制限に該当し、この議事に参与することができませんので、一時
退席を求めます。休憩します。

———— 庄司正委員退席 ————

議 長 再開します。議第29号令和2年農用地利用集積計画に係る中
山町長からの諮問について、審議に入ります。本件について、横
山昭義農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めま
す。

3番委員 本案件は、利用集積計画の新規賃借権設定にかかるものですが、
関与する農業委員が議事に参与できない案件でございます。農地
常任委員会では慎重審議した結果、許可することといたしました。
なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明させますの
で、今総会において、なお一層の審議をよろしく願います。

鈴木主査 ●●●●及び●●●●に係る賃借権設定の計画について説明し
た。

議 長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございま
せんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。

議 長 議第29号令和2年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議 長 異議ないものと認め、議第29号令和2年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたします。休憩します。

————— 庄司正委員着席 —————

議 長 議第30号令和2年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、審議に入ります。横山昭義農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

3番委員 本案件は、利用集積計画の賃借権再設定にかかる、中山町長からの諮問でございます。農地常任委員会では、慎重審議した結果、妥当と認めることといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明させますので、本総会において、なお一層の審議をよろしく願います。

鈴木主査 ●●●●及び●●●●他46件に係る賃借権設定の計画について説明した。

議 長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。

議 長 議第30号令和2年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議 長 異議ないものと認め、議第30号令和2年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたします。

議 長 議第31号に入る前に一言申し上げます。議第31号につきましては、6番高橋富貴子委員は農業委員会等に関する法律の議事

参与の制限に該当し、この議事に参与することができませんので、一時退席を求めます。休憩します。

高橋富貴子委員退席

議 長 再開します。議第31号令和2年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、審議に入ります。本件について、横山昭義農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

3番委員 本案件は、利用集積計画の賃借権再設定にかかるものですが、関与する農業委員が議事に参与できない案件でございます。農地常任委員会では慎重審議した結果、許可することといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明させますので、今総会において、なお一層の審議をよろしくお願いします。

鈴木主査 ●●●●及び●●●●に係る賃借権設定の計画について説明した。

議 長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。

議 長 議第31号令和2年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

全委員挙手

議 長 異議ないものと認め、議第31号令和2年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたします。休憩します。

高橋富貴子委員着席

議 長 議第32号に入る前に一言申し上げます。議第32号につきましては、2番庄司正委員は農業委員会等に関する法律の議事参与の制限に該当し、この議事に参与することができませんので、一時退席を求めます。休憩します。

————— 庄司正委員退席 —————

議 長 再開します。議第32号令和2年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、審議に入ります。本件について、横山昭義農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

3番委員 本案件は、利用集積計画の賃借権再設定にかかるものですが、関与する農業委員が議事に参与できない案件でございます。農地常任委員会では慎重審議した結果、許可することといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明させますので、今総会において、なお一層の審議をよろしくお願いします。

鈴木主査 ●●●●及び●●●●に係る賃借権設定の計画について説明した。

議 長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。

議 長 議第32号令和2年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

————— 全委員挙手 —————

議 長 異議ないものと認め、議第32号令和2年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたします。休憩します。

————— 庄司正委員着席 —————

議 長 議第33号に入る前に一言申し上げます。議第33号につきましては、私は農業委員会等に関する法律の議事参与の制限に該当し、この議事に参与することができませんので、一時退席いたします。休憩します。私に代わり、会長職務代理者である1番 東海林一 委員に議事の運営を求めます。

————— 石沢伸悦委員退席 —————

議 長 再開します。議第33号令和2年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、審議に入ります。本件について、横山昭義農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

3番委員 本案件は、利用集積計画の賃借権再設定にかかるものですが、関与する農業委員が議事に参与できない案件でございます。農地常任委員会では慎重審議した結果、許可することといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明させますので、今総会において、なお一層の審議をよろしくお願いします。

鈴木主査 ●●●●及び●●●●他2件に係る賃借権設定の計画について説明した。

議 長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。

議 長 議第33号令和2年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議 長 異議ないものと認め、議第33号令和2年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたします。休憩します。

————— 石沢伸悦委員着席 —————

議 長

以上で本日の全会議の審議を終了しましたので、本会議を閉会します。

議決した事件は次のとおり

- 議第 2 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議第 2 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議第 2 6 号 令和 2 年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第 2 7 号 令和 2 年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第 2 8 号 令和 2 年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第 2 9 号 令和 2 年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第 3 0 号 令和 2 年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第 3 1 号 令和 2 年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第 3 2 号 令和 2 年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第 3 3 号 令和 2 年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員